

住民税非課税世帯等支援給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)

支給市区町村(※申請時の住所地区町村)

一関市長

様

受付印

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況

	(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	性別	生年月日	令和5年1月1日時点の住所 (現住所と異なる場合に記載)	令和5年1月以降 家計急変があった者
1	(申請者)	本人				
2			男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日		
3			男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日		
4			男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日		
5			男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日		

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) 〔※「1. 申請・請求者」名義に限る。〕 ※通帳の表記に合わせてください。〕
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)		通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を ご記入下さい。	※			

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(シ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

住民税非課税世帯等支援給付金(家計急変世帯分)(以下「給付金(家計急変世帯分)」という。)の支給要件(※)に該当します。

- ① ※ 給付金(家計急変世帯分)の支給対象となるには、以下の要件を全て満たすことが必要です。
ア 予期せず家計が急変し、収入の減少がある世帯であり、世帯の全員が、令和5年度住民税非課税水準相当である。
イ 世帯の中に、租税条約に基づく認定を受けた者はいない。
- ② 既に住民税非課税世帯等支援給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主若しくは世帯員であった者のみで構成される世帯ではありません。
- ③ 給付金(家計急変世帯分)は、予期せず家計が急変し収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、定年退職による収入の減少、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入を得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものを対象月として給付申請した場合など、予期せず家計が急変し収入が減少したわけではないにも関わらず、支給申請することは、不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲役刑に処されることがあります。このことを理解のうえ申請します。
- ④ 給付金(家計急変世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、一関市において支給決定をした後は、給付金(家計急変世帯分)の請求書として取り扱います。
- ⑦ 一関市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、振込不能等があった日から30日後又は令和6年2月29日のいずれか早い日までに、一関市が申請・請求者に連絡・確認できない場合は、給付金(家計急変世帯分)が支給されないことに同意します。
- ⑧ 給付金(家計急変世帯分)の支給後、申請書(請求書)の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、給付金(家計急変世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(家計急変世帯分)を返還します。

提出書類

- 『住民税非課税世帯等支援給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)』(本書)
※ 必要事項をご記入ください。
- 『簡易な収入(所得)見込額の申立書』(別紙)
- 「直近の連続する3か月の収入」の状況を確認できる書類の写し(コピー)
※ 申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入にかかる経費の金額の分かる書類を添付してください。
- 『申請・請求者の本人確認書類の写し(コピー)』
※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。※健康保険証の写しを添付する場合には、保険者番号、記号、番号欄を塗りつぶして提出願います。
- 『戸籍の附票の写し(コピー)』
※ 令和5年1月1日以降、複数回転居した方のみ添付してください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(支給要件に関わるチェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日

申請者氏名